

本町四大貸座「教件」ニ運転手六十一名集合シ各
年二月争議を解散状態トナリ居タル共而團體親
交會ヲ確立スル事ヲ可決スルト共ニ事業主ニ対シテノ
ハ前記ノ如キ歎願書ヲ提出スル事ニ決定シ並ニ
交渉決裂ニ備ヘ争議ノ部署ヲ左ノ通り決定セリ

争議委員長

衣笠勝利

書記

依藤貞治

會計

中村忠次郎

交渉委員

早川憲三助

伊藤信一、中尾常五郎、横尾惣次郎

青木林次郎、尾京久助、二科三六

然ルニ事業主側ハ従業員ノ行動ハ改正歩合制度ニ関
スル無理難題ヨリ来リタルモノナリトナシニ日午後八時三十分頃貸座「教件」ニ近藤事業主ニ於テ出張シ諒解ヲ

求メタルモ傍働者側ハ容認セズ

斯クテ傍働者側ハ翌三日午前十時車庫ニ集合シ歎
願書ニ対スル回答ヲ求メタルニ事業主側ハ歎願條項ヲ
容認セサル為メ今日午後一時半交渉決裂シ傍働者側ハ
正式ニ争議ニ入ル事ヲ宣言シ車庫内ニ籠城シ事業主
側ニ対抗スルコトニナレリ

ハ 事業主側ノ動靜

事業主側ニ於テハ傍働者側ノ結束ヲ輕視シ居タル如
以外ニ強硬ナルヲ看取シ容年二月ノ争議ニ傍働者側
カ車庫外ニ於テ交代營業ヲ強續シタル戦術ヲ慮リ
車輜ヲ全部車庫内ニ格納シ傍働者側ニ対抗セリ

九 解決状況

交渉決裂後傍働者側ハ歎願書ニ代ヘ刊記シノ如キ要
求書ヲ今日事業主ニ提出シ強硬ニ交渉スル所アリ免カ